

第7期生駒市障がい者福祉計画

案

令和6年3月

生駒市

この計画は、法令に基づく「障害者計画」、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」を
一体として策定しているものです

目次

第1章 計画策定にあたって	
1 計画策定の背景と趣旨	
2 障がいのある人に関する法律や制度の動向.....	
3 計画の位置付け	
4 計画の対象	
5 計画の期間	
6 計画の策定体制	

第2章 障がいのある人を取り巻く状況	
1 生駒市の人口及び障害者手帳所持者数等の推移	

以下、第3回協議会で素案として提示

第3章 計画の基本的な考え方	
1 計画の基本理念	
2 基本目標	
3 施策の体系	

第4章 施策の展開	
1 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・保育・教育の充実	
2 地域生活のための総合的な支援体制の充実.....	
3 障がい者理解の促進と権利擁護の推進	
4 障がい者の社会参加と就労支援の推進	

第5章 第7期障害福祉計画

- 1 成果目標および実現に向けた取組
- 2 障害福祉サービスの見込量.....
- 3 地域生活支援事業の見込量.....
- 4 その他の事業の見込量

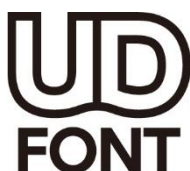
第6章 第3期障害児福祉計画.....

- 1 成果目標および実現に向けた取組
- 2 障害児福祉サービスの見込量.....

第7章 計画の推進

- 1 計画の推進
- 2 計画の進行管理

※本計画では、国の法令や計画等の名称や用語を除き、障がいのある人を「障がい者」（障がい児等を含む。）と表記しています。



ユニバーサルデザイン（UD）
の考えに基づいた、見やすい
デザインの文字を採用してい
ます

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、障がい者の高齢化と障がいの重度化が進む中で、障がい福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障がい者が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がい者も障がい者でない者も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

国は、平成 25 年 4 月に障害者自立支援法を改正し、地域社会における共生の実現に向けて、障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を施行しました。平成 28 年 5 月には、障害福祉サービスおよび障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障がい者の望む地域生活の支援の充実や支援ニーズの多様化に対して、きめ細かな対応等を図ることとしています。

平成 28 年 4 月には、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）並びに雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止および障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。近年では、令和 3 年 5 月に、合理的配慮の提供の義務化などが定められた改正法が公布され、これまで民間事業者の努力義務とされてきた障がいのある人への合理的配慮が義務化されています。

また、令和 3 年 9 月には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、令和 4 年 12 月には、「障害者総合支援法」の改正により、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等、障がい者等の希望する生活を実現していくための措置を講ずるとともに、「児童福祉法」の改正により、子育て世帯に対する包括的支援のための体制強化を図るなど、地域社会の理解と協力を得るための法整備が進められています。

こうした中で、本市においては、令和 3 年度に策定した「第 6 期生駒市障がい者福祉計画」の計画期間（令和 3 年度～令和 5 年度）において、北部地域にある高山

幼稚園跡地を活用した障がい者福祉事業所の誘致や、増加が著しい精神障がい者への相談支援体制の充実のため市役所に精神保健福祉士を配置するとともに、令和2年度に施行された「生駒市手話言語の普及並びに障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例」に基づく支援の体制強化のため市役所に手話通訳者を配置するなどの取組を進め、障がいのある人が、住み慣れたまちで、基本的な人権が尊重され、その人らしく自立した生活を送ることができるまちづくりを推進してきました。

このたび、「第6期生駒市障がい者福祉計画」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、国の制度改正の趣旨や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、本市の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、令和6年度を初年度とした「第7期生駒市障がい者福祉計画」を策定しました。

2 障がいのある人に関する法律や制度の動向

(1) 国の基本計画

●障害者基本計画（第5次計画 令和5年度～令和9年度）

<基本理念（抜粋）>

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

<おわりに～今後に向けて～（抜粋）>

- ・災害発生時や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、非常時に障害者が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取り組みを進めること
- ・障害者への偏見や差別意識を社会から払拭し、障害の「社会モデル」等、障害者の人権の確保の上で基本となる考え方や原則への理解促進に継続して取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現をめざすこと

などを重要視し、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施することとしています。

(2) 障害福祉計画及び障害児福祉計画 基本指針について

基本指針の主なポイント

- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- 発達障がい者等支援の一層の充実
- 地域における相談支援体制の充実強化
- 障がい者等に対する虐待の防止
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 障害福祉サービスの質の確保
- 障がい福祉人材の確保・定着
- よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定
- 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

(3) 障がい福祉政策に係る関連法等の動向（抜粋）

平成 30年度	<ul style="list-style-type: none">●改正障害者総合支援法の施行<ul style="list-style-type: none">・地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設・就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設・重度訪問介護の訪問先の拡大・高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進●障害者の文化芸術活動の推進に関する法律の施行<ul style="list-style-type: none">・文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備とそのため支援の促進・地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画の策定が努力義務とされる●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行<ul style="list-style-type: none">・公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進、心のバリアフリーの推進●地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行<ul style="list-style-type: none">・「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定し、その理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定・地域福祉計画が、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉その他の福祉各分野における共通的な事項を記載する「上位計画」として位置づけられる
令和 元年度	<ul style="list-style-type: none">●視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行<ul style="list-style-type: none">・障害の有無に関わらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けて、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

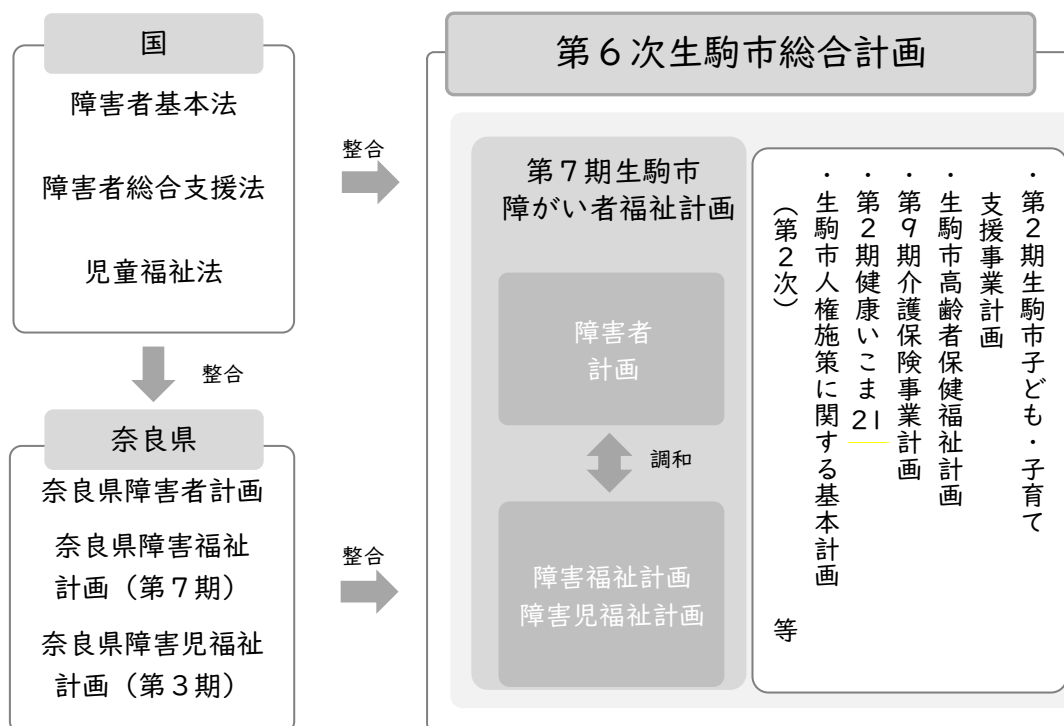
<p>令和 3年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援するための地方公共団体の責務の明記や支援センターの設置の促進等 ● 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正（R6.4 施行予定） <ul style="list-style-type: none"> ・ 努力義務であった民間事業者の合理的配慮の提供が法改正により義務化。障害者への差別の解消と理解促進に向けてさらなる周知啓発や取組の促進が必要 ● 地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援（重層的支援体制の整備）
<p>令和 4年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者による情報の十分な取得・利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、基本理念、国・地方公共団体・事業者・国民の責務、6分野にわたる基本的施策を示す ● 障害者総合支援法等の一括改正（R6.4 施行予定） <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設入所者の削減と地域移行に向けた取組の一層の推進、グループホームへの重度障害者の受入と軽度障害者の地域移行、地域生活拠点の機能強化、医療保護入院についてのあり方見直し、就労選択支援の新設と短時間就労者の雇用率対象化、強度行動障害者のニーズ把握と支援体制の整備、障害児の地域社会への参加・包容の推進などが盛り込まれる ● 児童福祉法の一部改正（R6.4 施行予定） <ul style="list-style-type: none"> ・ 包括的な子育て支援強化、虐待・児童相談所の体制強化、18～22歳の自立支援強化、日本版 DBS 導入に向けた取組強化等

3 計画の位置付け

「生駒市障がい者福祉計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定する「障害者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「障害福祉計画」および児童福祉法第33条の20第1項に規定する「障害児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定しています。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国	障害者基本計画（第5次） （令和5年度～令和9年度）	障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針 （都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す）	
県 生駒市	奈良県障害者計画、奈良県障害福祉計画（第7期）・奈良県障害児福祉計画（第3期） 第7期生駒市障がい者福祉計画 （生駒市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）		

策定にあたっては、奈良県障害者計画や生駒市総合計画における障がい者施策等との整合性を図りました。



また、本市においては、持続可能な開発目標SDGs（エスディージーズ）に基づいた施策展開を図っており、全17の目標分野のうち、本計画は、

- 「目標1 貧困をなくそう」
- 「目標3 すべての人に健康と福祉を」
- 「目標4 質の高い教育をみんなに」
- 「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」
- 「目標8 働きがいも経済成長も」
- 「目標10 人や国の不平等をなくそう」
- 「目標11 住み続けられるまちづくりを」
- 「目標16 平和と公正をすべての人に」
- 「目標17 パートナーシップで目標を達成しよう」



の9分野に関わる施策内容を含んでいます。



4 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい（心の病等の精神疾患を含む。）、難病等があるために日常生活または社会生活を営む上で何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある方や、そのご家族や支援者、地域住民の方など、支援の担い手、理解者となりうる全市民を計画の対象とします。

5 計画の期間

障がい者福祉計画は、令和6年度から8年度までの3年間を計画期間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第6期生駒市障がい者福祉計画			第7期生駒市障がい者福祉計画		

6 計画の策定体制

(1) 生駒市障がい者地域自立支援協議会の開催

生駒市障がい者地域自立支援協議会においては、学識経験を有する者、教育・雇用に関連する職種に従事する者、指定相談支援事業所関係者、障害福祉サービス事業者の代表者、障がい関係団体の代表者、生駒市民生児童委員代表者、生駒市社会福祉協議会代表者を委員とし、計画内容について意見を聴取しました。

(2) アンケートの調査等の実施

障害者手帳をお持ちの方や発達に不安のあるお子さんがいる保護者の方に生活状況、障害福祉サービスの利用状況、課題や要望等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

また、市内の障害福祉サービス事業者、生活支援センターや障がい関係団体の障がい福祉施策に対する意見や課題、要望等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

●調査方法、調査期間

調査種別	調査方法	調査期間
手帳所持者対象	郵送配布	令和5年8月16日(月) ～8月31日(木)
保護者対象	郵送回収、WEBフォームによる回収	
事業所・団体 生活支援センター	郵送またはメールによる配布および回収	令和5年9月上旬～下旬

●調査方法、調査期間

調査種別	調査対象	配布数	回収数(回収率)
手帳所持者対象	65歳未満の各種障害手帳所持者(無作為抽出)	1,500件	880件(58.7%)
保護者対象	児童通所サービスを利用している19歳以下のこどもの保護者又は児童通所サービスを利用していないが発達に不安のある子どもの保護者で、アンケート回答を希望された方	684件	438件(64.0%)
事業所	市内事業所	51件	48件(94.1%)

調査種別	調査対象	配布数	回収数（回収率）
団体	関係団体	10件	10件（100%）
生活支援センター	市内生活支援センター	4件	4件（100%）

（3）パブリックコメントの実施

パブリックコメント制度とは、本市が策定する施策等の案をより良いものにするために、市民のみなさんから広く意見を募集し、寄せられた意見を施策に活かせるか検討し、その結果と市の考え方を公表する制度です。本計画では、令和5年12月～令和6年1月にパブリックコメントを実施し、計画策定に反映させています。

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

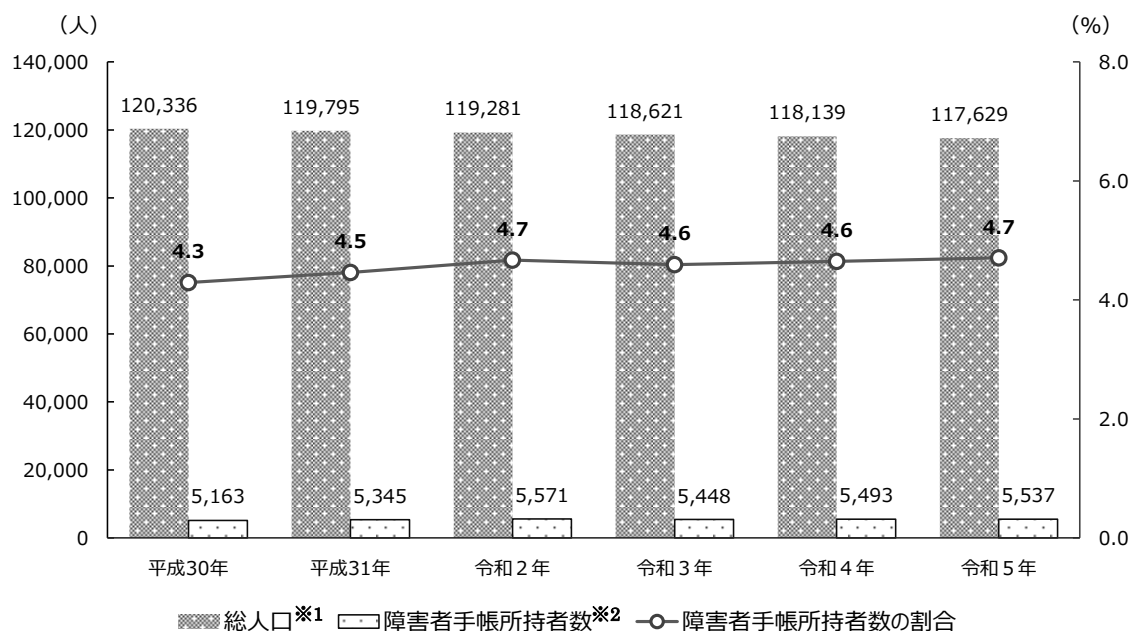
1 生駒市の人口及び障害者手帳所持者数等の推移

(1) 総人口の推移

本市の総人口は、令和5年4月1日現在、117,629人で、減少傾向にあります。

一方、障害者手帳所持者数は、5,537人で、直近5年間では概ね増加傾向にあり、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合も微増傾向にあります。

人口、障害者手帳所持者数の推移



※1 各年4月1日現在（住民基本台帳）

※2 各年4月1日現在（うち精神障害者保健福祉手帳所持者数については、各年4月1日現在の公表分
で、前年の6月末日現在の数値となる）

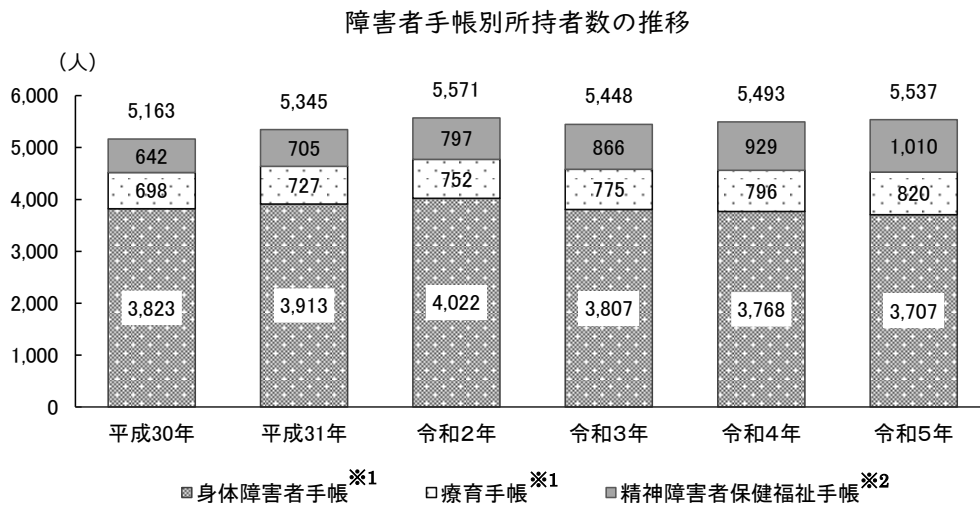
(2) 障害者手帳所持者数の推移

①障害者手帳別所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和5年4月1日現在、3,707人となっています。

一方、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数はともに増加傾向にあり、それぞれ820人、1,010人となっています。

平成30年から令和5年にかけての手帳別の増減率は身体障害者手帳で3.0%の減少、療育手帳で17.5%の増加、精神障害者保健福祉手帳で57.3%の増加となっています。



※1 各年4月1日現在

※2 各年4月1日現在の公表分（前年の6月末日現在の数値）

②身体障害者手帳所持者数の等級別、部位別の推移

身体障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和5年4月1日現在、1級の手帳所持者数が1,070人で最も多く、次いで4級の手帳所持者数が1,030人となっています。

等級別身体障害者手帳所持者数

単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	1,119	1,134	1,180	1,119	1,101	1,070
2級	484	482	497	484	492	480
3級	685	702	702	661	647	628
4級	1,082	1,112	1,127	1,042	1,028	1,030
5級	255	271	278	277	276	271
6級	198	212	238	224	224	228
合計	3,823	3,913	4,022	3,807	3,768	3,707

各年4月1日現在

身体障害者手帳所持者数の障がいの部位別の割合をみると、肢体不自由が1,841人（49.7％）と最も多く、次いで内部障がいが1,318人（35.6％）となっています。

身体障害者手帳所持者総数としても減少傾向にあり、令和3年以降、視覚障がいを除き、総じて減少傾向にあります。

障がいの部位別身体障害者手帳所持者数

単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障がい	238	250	251	246	250	251
聴覚・平衡機能障がい	249	264	282	270	266	267
音声・言語・そしゃく機能障がい	30	30	34	33	32	30
肢体不自由	2,038	2,042	2,071	1,927	1,890	1,841
内部障がい	1,268	1,327	1,384	1,331	1,330	1,318
合計	3,823	3,913	4,022	3,807	3,768	3,707

各年4月1日現在

④ 知的障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の程度（判定）別の推移をみると、令和5年4月1日現在、B2の手帳所持者数が246人で最も多く、次いでB1の手帳所持者数が202人となっています。

知的障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A	85	80	62	54	51	48
A1	96	103	113	115	117	121
A2	140	154	166	174	179	180
B	30	29	24	23	23	23
B1	165	166	171	179	185	202
B2	182	195	216	230	241	246
合計	698	727	752	775	796	820

各年4月1日現在

④精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和4年6月末日現在、2級の手帳所持者数が586人で最も多く、次いで3級の手帳所持者数が311人となっています。また、すべての等級で手帳所持者数は年々増加しており、令和4年に1,000人を超えています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

単位：人

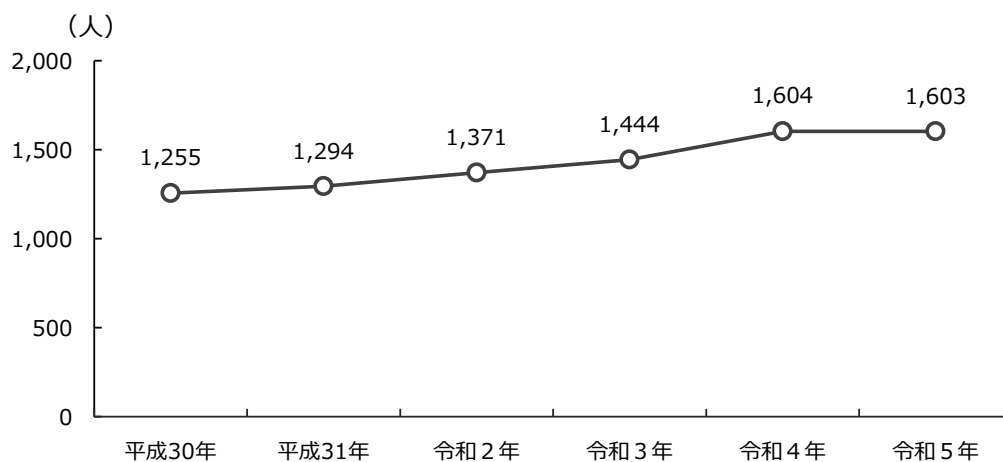
	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	82	90	100	99	103	113
2級	380	412	464	499	527	586
3級	180	203	233	268	299	311
合計	642	705	797	866	929	1,010

各年4月1日現在の公表分（前年6月末日現在の数値）

(3) 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

自立支援医療受給者数の推移をみると、令和4年6月末日現在、1,603人で、年々増加傾向にありましたが、令和3年から令和4年にかけては横ばいで推移しています。

自立支援医療（精神通院）受給者の推移

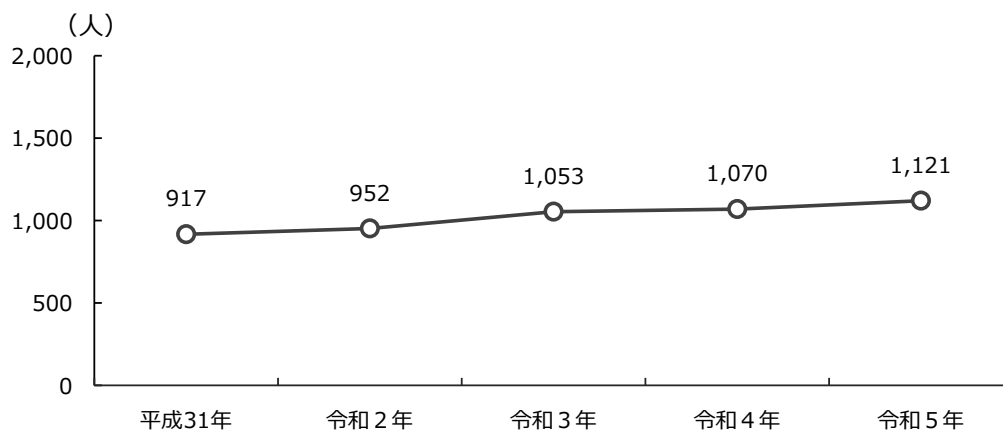


各年4月1日現在の公表分（前年6月末日現在の数値）

(4) 指定難病特定医療受給者数の推移

指定難病特定医療受給者数の推移をみると、令和5年3月31日現在、1,121人で、年々増加傾向にあります。

指定難病特定医療受給者数の推移



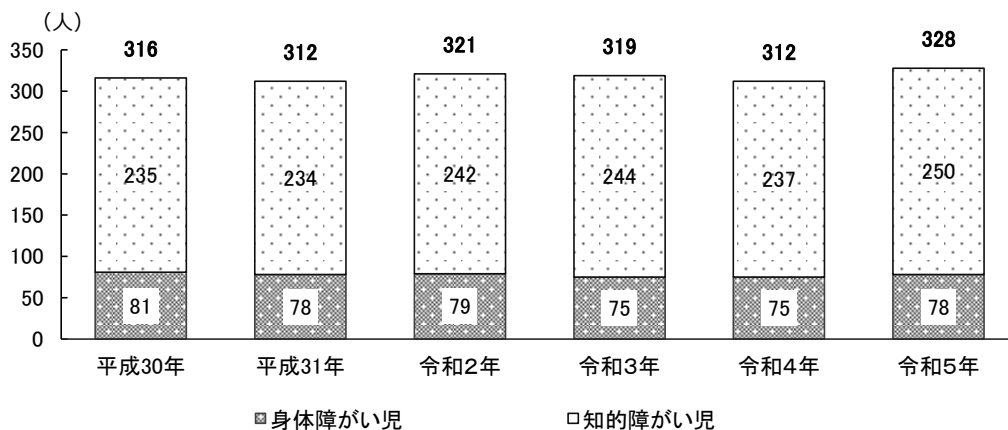
各年3月31日現在

(5) 障がい児等の推移

①障がい児（18歳未満の手帳所持者数）の推移

障がい児の推移をみると、令和5年4月1日現在、身体障がい児は78人、知的障がい児は250人となっており、横ばいで推移しています。

障がい児の推移



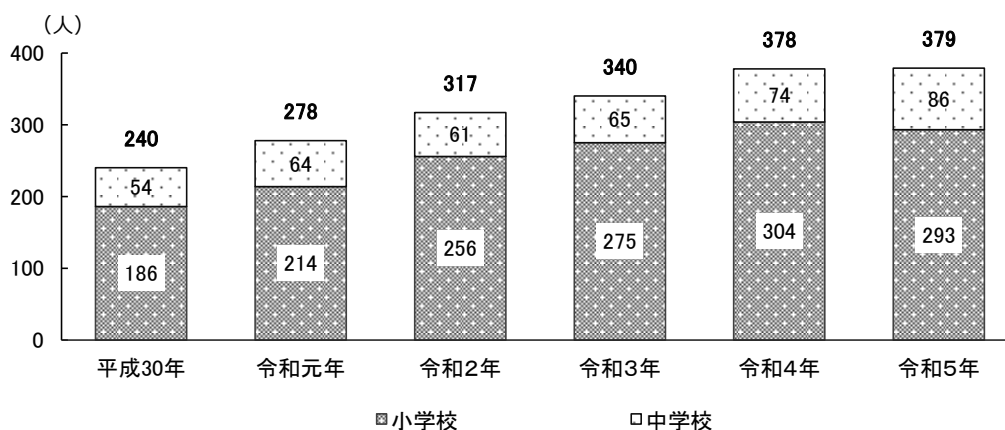
各年4月1日現在

②特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

特別支援学級在籍の児童・生徒数の推移をみると、小学校の児童数は、令和5年5月1日現在、293人で、過去しばらく増加傾向にありましたが、令和4年に文部科学省からの特別支援学級と通級指導の適切な運用についての通知を受けて、学びの場が再検討されたことから令和4年から令和5年にかけては、減少が見られます。

中学校の生徒数は、令和5年5月1日現在、86人で、増加傾向にあります。

特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

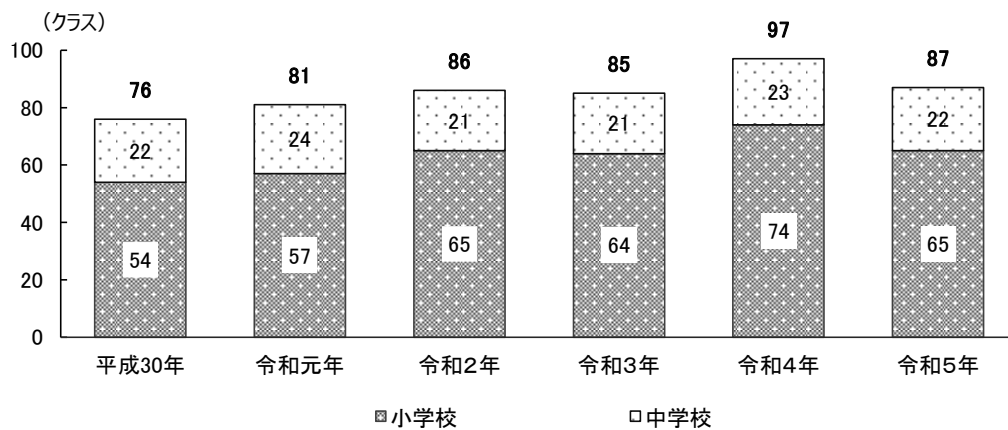


各年5月1日現在

③特別支援学級クラス数の推移

特別支援学級クラス数の推移をみると、小学校は令和5年5月1日現在、65クラスで、増減を繰り返しています。また、中学校は22クラスで、横ばい状態にあります。

特別支援学級クラス数の推移

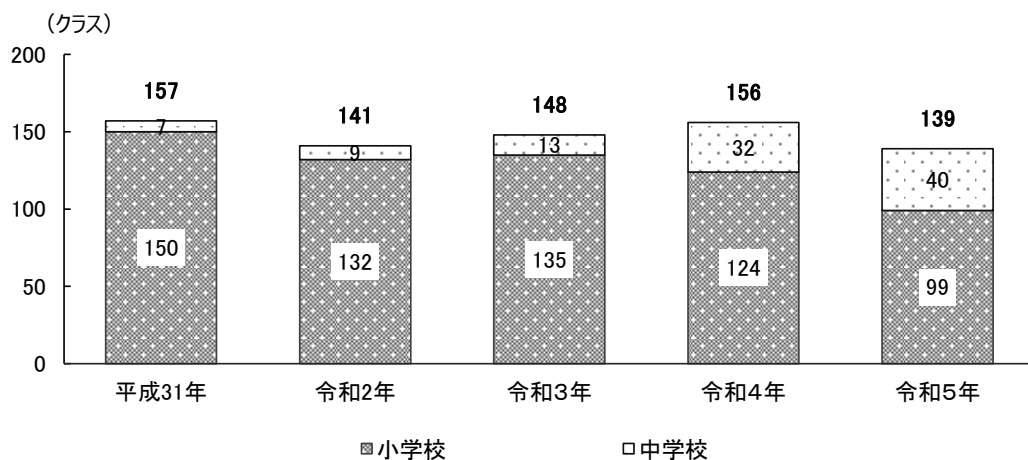


各年5月1日現在

④通級指導教室に通う児童・生徒数の推移

通級指導教室に通う児童・生徒数の推移をみると、小学校は令和5年3月31日現在、99人で減少しています。令和4年度に新たに適応指導教室が開設されたことにより、通級指導教室と適応指導教室の2つの施設が併設されたことが一因と考えられます。一方、中学校は40人で、増加傾向にあります。

通級指導教室に通う児童・生徒数の推移



各年3月31日現在